

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	670 円 手数料負担者は求人者とします
求人の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者に交付された労働条件通知書等に記載された年収の 20%以内で個別に設定し就職後 1 回目の賃金が支払われた後に設定した金額の 10 分の 1 を支払う。 以降当該求職者が離職し賃金支払いが無くなるか、設定した金額になるまで毎月 10 分の 1 ずつ支払う。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者に交付された労働条件通知書等に記載された年収の 20%以内で個別に設定し就職後 1 回目の賃金が支払われた後に設定した金額の 10 分の 1 を支払う。 以降当該求職者が離職し賃金支払いが無くなるか、設定した金額になるまで毎月 10 分の 1 ずつ支払う。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 105,000 円 活動 1 日当たり 26,250 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者に交付された労働条件通知書等に記載された年収の 20%以内で個別に設定し就職後 1 回目の賃金が支払われた後に設定した金額の 10 分の 1 を支払う。 以降当該求職者が離職し賃金支払いが無くなるか、設定した金額になるまで毎月 10 分の 1 ずつ支払う。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者に交付された労働条件通知書等に記載された年収の 20%以内で個別に設定し就職後 1 回目の賃金が支払われた後に設定した金額の 10 分の 1 を支払う。 以降当該求職者が離職し賃金支払いが無くなるか、設定した金額になるまで毎月 10 分の 1 ずつ支払う 手数料負担者は関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 41-ユ-300057

事業所の名称及び所在地 株式会社ホットライン

佐賀県佐賀市松原一丁目 4 番 4 号